

龍雲寺 瑠璃の光 規定

第1条（目的および定義）

本規定は、宗教法人西湖山龍雲寺（以下「当山」という）が管理する「瑠璃の光」の予約・使用を定める。墓所とは一区画および墓石・石碑・ガラス・納骨部分をいい、使用者には建立前の予約者を含む。管理者は当山住職とする。

第2条（使用資格）

- 1 使用者は当山の永代供養に申し込み、管理者の承諾を得た者とする。当山の宗旨宗派に基づく供養を条件とし、無宗教による使用を認めない。
- 2 納骨は、当山で葬儀を行った者、またはこれに準ずる供養を行い管理者が認めた者に限る。子・孫等の親族の追加使用も、永代供養への申込みおよび管理者の承諾を要し、必要な費用を別途納入する。

第3条（申込みおよび予約）

所定の申込みに対する管理者の承諾により予約を確定し、場所を確保する。建立期限は設けず、建立時期は協議して定める。予約確定日、区画、建立日および満了日は書面に記録し、予約中も本規定を適用する。

第4条（所有権および使用权）

墓所は追加のガラス等を含め当山の所有とし、使用者は予約による場所の確保および所定期間の使用权のみを有する。無断の譲渡・転貸・承継を禁止する。

第5条（使用期間および延長）

- 1 使用期間は墓石の設置工事完了日（建立日）から33年間とする。建立前の予約期間は含めず、初回・追加の納骨や使用者の追加によって期限は変わらない。
- 2 延長は満了までに申し出て管理者の承諾を得たうえで、所定の延長料を納入する。従前の満了日から10年間を単位とし、回数の制限は設けない。

第6条（費用）

- 1 費用は別に定め、指定期日までに全額を当山へ納入する。基本費用には墓石・設置工事、ガラス15個、黒色石碑への簡単な書入れ、建立から33年間の墓地・墓石使用料・管理費、将来の墓じまい工事費・供養料を含む。
- 2 永代供養料・葬儀料・位階料は別途とする。石種変更、特別な書入れ等の希望、ガラスの追加および第10条の修理等は別途実費負担とし、追加は管理者の承諾を要する。
- 3 基本費用は申込時の金額で固定し、改定による差額は徴収しない。延長等の追加申込みには、その時点の料金を適用する。料金改定の告知は第16条による。

第7条（素材およびガラス）

申込みから建立までに、ガラス等の素材・色・形状等の仕様が変更されることがあり、建立時の仕様は事前に説明する。ガラスの持ち帰りは禁止し、積み替え等は管理者の指示に従う。

第8条（納骨方法）

墓所は人の遺骨の安置・埋葬に使用する。骨壺のままで3体程度を目安とし、骨壺の大きさ等により収容数は異なる。それ以上の納骨は管理者と協議し、承諾された方法による。

第9条（遵守事項）

使用者は次の事項を守らなければならない。

- （1）納骨前に埋火葬許可証または改葬許可証を提出すること。
- （2）遺骨の取出し・持出し・移動・改葬・再埋葬、墓所の改造・移転・物件設置等は管理者の承諾を得ること。
- （3）使用者・代表者の住所等の連絡先変更は、遅滞なく届け出ること。
- （4）当山の宗旨・供養の在り方を尊重し、管理者の許可なく異なる宗教的行為や第三者による供養行為等を行わないこと。
- （5）動物、その遺骨・遺灰等、人の遺骨以外を埋葬しないこと。

第10条（管理および修理）

管理者は通常の管理義務を負い、使用者の行為による損害には責任を負わない。墓所の破損・補修・交換費用は原則使用者負担とするが、原因その他の事情に応じ管理者が判断する。

第11条（使用中止および不返還）

不要となった場合は届け出て予約を取り消し、または使用を中止して返還する。管理者が認めれば現状で返還できる。

取消し・中止・解除時の使用料等は、使用の有無、墓石の発注前後、残存期間にかかわらず原則返還しない。

ただし、管理者が事情に応じ別の取扱いを認めることがある。

第 12 条（契約解除）

- 1 次の場合、管理者は契約を解除できる。相手方または所在が不明の場合の解除通知は、民法第 98 条の手続による。
 - （1）規定違反により使用者としての適格を失ったと管理者が判断したとき。
 - （2）当山の宗旨・供養の在り方を著しく尊重せず、是正の求めに応じないと管理者が判断したとき。
 - （3）使用者または永代供養申込者の死亡通知がなく、転居・所在不明等により連絡が取れず、当山の書面・電話・電子的手段等の相当な方法による連絡に 10 年間一切応答がないとき。
 - （4）永代供養申込者の死亡を当山に通知せず葬儀等が行われ、信頼関係および永代供養の趣旨を著しく損なったと管理者が判断したとき。
- 2 使用者は、解除後速やかに墓地・墓石等を返還しなければならない。解除の日から 1 年以内に返還がない場合、管理者は法令に従い改葬手続きを行うことができる。

第 13 条（使用終了後）

- 1 予約取消し、延長しない期間満了、使用中止または解除により、場所の確保および使用权は終了する。墓石等の撤去の有無・時期・処分は管理者が決め、残存しても使用权は生じない。
- 2 遺骨は必要な法令上の手続後、永代供養塔の合祀室へ直接移す。没後・納骨後の年数を問わず、永代供養規定第 16 条の個別安置は適用しない。ただし管理者が別の取扱いを認める場合を除く。解除後の未返還は第 12 条第 2 項による。
- 3 通常の墓じまい工事費・供養料は、途中の使用中止を含め追加徴収しない。

第 14 条（永代供養規定との関係）

永代供養の申込み・供養内容・供養料（返還・未納時を含む）・登録は、龍雲寺永代供養規定による。供養は登録日から開始し、建立日を起算日としない。墓所の使用終了のみで供養登録は終了せず、同規定に従い別に扱う。

第 15 条（運用）

本規定の解釈・運用は、個別の事情に応じ管理者が判断する。

第 16 条（改定）

本規定の改定は、改定内容および施行日を当山公式ホームページで事前に告知し、重要な改定は各戸に個別に連絡する。

附則 本規定は、令和 8 年 9 月 11 日から施行する。